

秋田市告示第28号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を次のとおり指定したので、同法第15条の17第2項の規定により告示する。

令和5年2月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定区域

- (1) 秋田市上北手古野字深田沢38番1、39番、40番、41番、42番、43番、44番、45番、46番、47番2、47番29、50番、51番1、51番2、51番4、97番、98番および101番
- (2) 秋田市上新城道川字大沢20番2
- (3) 秋田市太平中関字二番片貝沢58番4、58番5および58番6

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第13条の2第1号